

# 土木工事書類 簡素化のポイント

---

令和 8 年 3 月  
岩手県県土整備部

# 目次

---

運用にあたっての注意事項等	- 1 -
1 施工計画書	- 3 -
2 施工体制台帳、施工体系図	- 4 -
3 工事打合せ簿	- 5 -
4 材料確認願	- 6 -
5 工事に使用する材料	- 7 -
6 段階確認書、確認・立会依頼書	- 9 -
7 ICT活用工事	- 10 -
8 書類限定型検査	- 11 -
9 その他	- 12 -
① コリンズへの登録	- 12 -
② 設計図書の照査	- 12 -
③ 県外業者との下請契約締結報告書	- 12 -
④ 休日・夜間作業届	- 13 -
⑤ 工事現場の現場環境改善	- 13 -
⑥ 安全教育・訓練等実施資料	- 13 -
⑦ 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	- 13 -
⑧ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	- 14 -
⑨ 工事検査書類	- 14 -
土木工事書類作成の根拠となる主な諸基準類	- 15 -

# 運用にあたっての注意事項等

## 1. 概要

土木工事書類簡素化のポイントは、受発注者の業務の効率化、省力化のため、提出書類を必要最小限にとどめ、不要な書類作成の削減、二重提出防止をはかるとともに、建設業におけるインフラDXや働き方改革を推進することを目的とし、土木工事共通仕様書等に記載の内容を整理したものである。

## 2. 適用範囲

県土整備部が所管する建設工事（営繕工事を除く）

## 3. 提出等について

提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

（土木工事共通仕様書（I）1-1-1-2-18、19）

土木工事共通仕様書等に「提出」ではなく「提示」と定められている工事書類については、監督員への提出は不要です。ただし、作成の義務が無くなるわけではないため、作成し監督員が求める場合は提示する必要があります。

## 4. 資料構成



- 照査の結果や概算数量発注により、提出が遅くなる場合は**内容が決定してから提出**してよい
- 変更施工計画書は、工期や数量等の**軽微な変更の場合は提出不要**
- 変更施工計画書は、**変更箇所のみを抜粋**して提出してよい

- ・ 概算数量発注の場合や明らかに当初契約と実施工が合わない場合等は、施工内容が決定されてから施工計画書を作成し提出してよい
- ・ 軽微な変更とは、工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工、工期のわずかな変更、現場代理人等の変更に伴う組織表の変更
- ・ 変更が生じないページを改めて提出する必要はなく、項目の追加等によるページ番号、項目番号の修正も不要

## 土木工事共通仕様書（I）

### 1-1-1-6 施工計画書

#### 1. 一般事項

受注者は、**工事着手前又は施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書を監督職員に提出**しなければならない。（中略）

#### 2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に**重要な変更が生じた場合には**、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、**変更施工計画書を監督職員に提出**しなければならない。

## 土木工事共通特記仕様書

### 1-1-16 施工計画書

契約書第18条に基づく照査等の結果、（及び概算数量発注による）**大幅な設計修正・施工計画提出の遅延が予想される場合**、当該**工種に関わる施工計画書の提出時期**については、**監督職員との協議**によることができる。

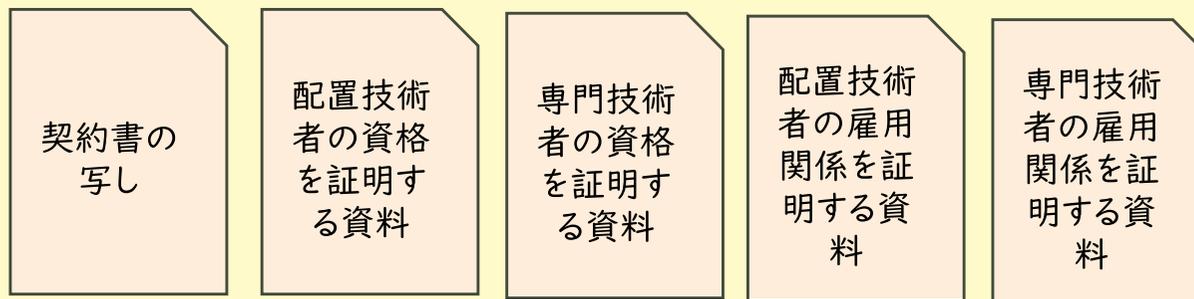
## 2 施工体制台帳、施工体系図

■ 監督職員に提出するのは次の書類で、不要な資料は添付しない

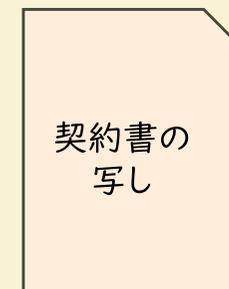
- ・ 施工体系図
- ・ 施工体制台帳
- ・ 再下請通知書
- ・ 作業員名簿
- ・ 添付資料

- ・ 元請特定建設業者としての法的責務（下請業者への法令遵守指導等）を緩和するものではない
- ・ 作成は、記載内容に変更が生じた場合だが、発注者への提出は月1回に集約可能
- ・ 提出方法は、情報共有システムの事前協議チェックシートに基づくものとし、監督職員は点検に不要な書類の提示を求めないこと
- ・ 再下請通知書は、下請業者が再下請負をする場合に提出する
- ・ 契約書の写しは変更分も含める
- ・ 下請に対する引取検査は別途実施する

### 添付資料（元請）



### 添付資料（下請）



- 発注者が発議する資料は、発注者が作成する
- 添付する資料は、確認できる程度の必要最小限かつ簡潔で良い

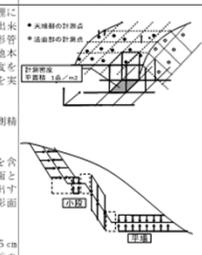
- ・ 監督職員は、過度な説明用資料の作成や添付を求めない
- ・ 共通仕様書やホームページ等で入手可能な**一般的な基準類の添付は不要**
- ・ 提示については、工事打合せ簿を作成する必要はない
- ・ **工事打合せ簿の様式は、国交省様式との標準化はしていない**

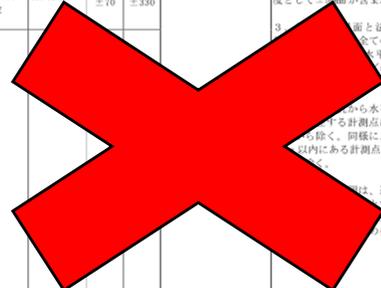
様式第43号

### 工事打合せ簿

工事名		発議者		受注者		発議年月日		年 月 日	
発議事項 □指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □その他 ( )		□指示		□協議		□通知		□承諾	
		□提出		□報告		□その他 ( )			
添付図 業、その他添付図書									
回答者		発注者		受注者		回答年月日		年 月 日	
回答事項 □了解 □提出 □報告 □届出 □その他 ( )		□指示		□承諾		□協議		□通知	
		□受理		□その他 ( )					
添付図 業、その他添付図書									
総括監督員		主任監督員		監督員		現場代理人		主任(管理)員	

工事打合せ簿

編	章	節	条	項	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面 標高較差	平均値 計測値 ±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を由管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満足する計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±5mmが含まれている。 3. 面と法面(小段を含む)全ての点で設計面と水平較差を算出する(平面投影面)から水平方向に±5cm以内の計測点は、標高較差の規格値から±5mm以内の計測点は水平較差の計測精度に適用する。 4. 連続する一つの断面に、規格値が異なる。規格値が異なる断面を分測する場合は、最も厳し		1-2-3-2
				法面(小段含む)	水平または標高較差	±70 ±160				
				法面(軟弱土小段含む)	水平または標高較差	±70 ±330				



共通仕様書等の一般的な基準類の添付は不要



工事打合せ簿本文に適用条文を記載





## 共通仕様書に定める品質規格証明書の提出が必要な材料の例

材料名	記載箇所
設計図書において試験を行うこととしている工事材料	2-1-2-3
海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材	2-1-2-6
かごマット工に使用する線材	3-2-3-32
袋詰玉石工に使用する袋材	3-2-3-33
アスファルト舗装の材料	3-2-6-3
鋼管理橋上部工に使用する材料	6-4-9-2
港湾工事に使用する土、石材等	11-2-2、11-2-3
タイロッド、タイワイヤー	11-2-6-5
芝・樹木等	11-2-10-1
アルミニウム合金陽極	11-2-12-1
ゴム防舷材	11-2-13-1、11-5-17-3
アスファルトマット	11-2-16-1
ペーパードレーン	11-2-19-1
汚濁防止膜	11-2-19-6

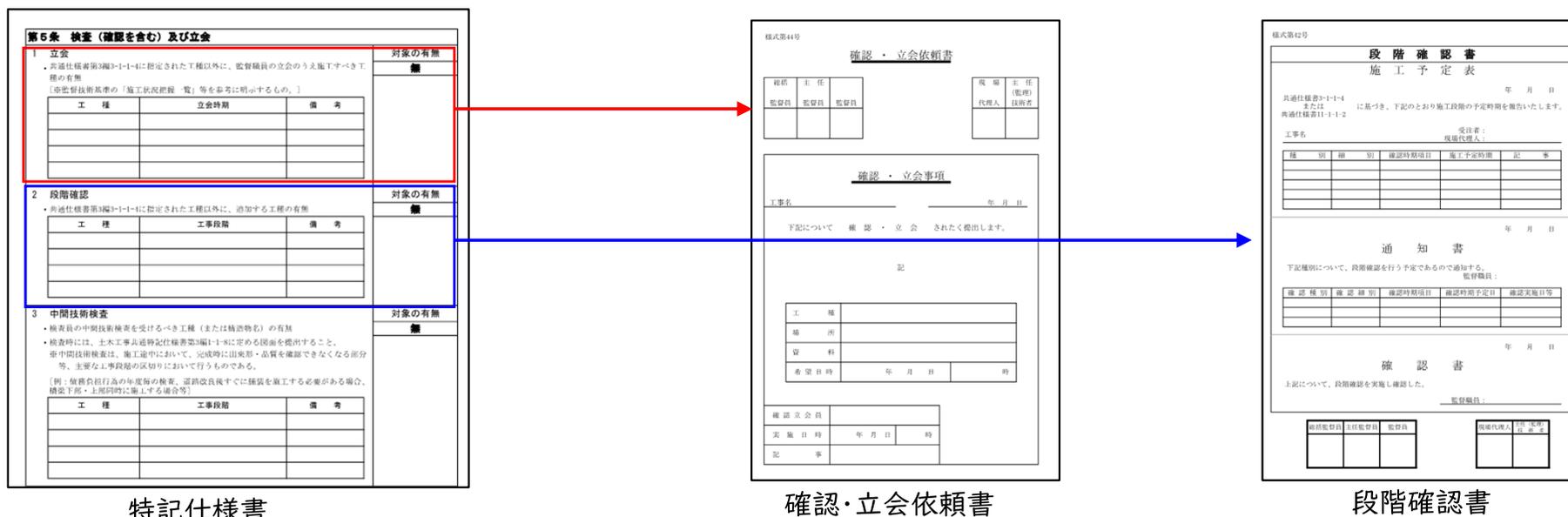
## 共通特記仕様書に定める品質規格証明書の提出が必要な材料の例

材料名	記載箇所
岩手県生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格したJISマーク表示認証工場で製造するJIS規格のレディーミクストコンクリート	1-3-1-3
インターロッキングブロック	2-1-2-1
残存型枠	8-1-2-4

# 6 段階確認書、確認・立会依頼書

- 監督職員等が臨場した場合の写真添付は不要、出来形管理写真も省略
- 設計図書（共通仕様書、特記仕様書）に記載されている事項について実施

- ・ 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に監督職員等が確認した実測値を記入することとよく、新たに資料（浄書含む）を作成する必要はない
- ・ 確認・立会願依頼書は、材料確認・段階確認以外で確認立会が必要な場合に実施
- ・ 設計図書に記載されていない項目についても実施が可能
- ・ 現場技術員が臨場した場合、発注者（職員）への説明資料は現場技術員で作成すること



## 土木工事共通仕様書（I）

### 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等

#### 6.段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、第11編11-1-1-2表11-1-1段階確認一覧表に示す確認時期においても、段階確認を受けなければならない。

- 施工計画書に記載する使用機器やソフトウェアの**カタログ等の添付は不要**
- 3次元設計データチェックシートのみを提出し、**チェック入り図面の提出は不要**

- ・ 施工計画書に使用する機器構成（計測機器名称、計測機器メーカー、ソフトメーカー、ソフトウェア名、バージョン）を記載する
- ・ 精度確認試験結果報告書の提出は必要



メーカーカタログまたはソフトウェア仕様書

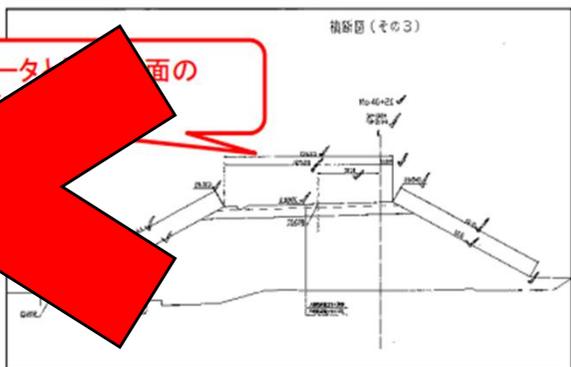


不要

基準点の確認(例)

基準点成果表					
測点名	X座標	Y座標	備考	測点名	X座標
千4	-10392.645	-53971.965	2級基準点	TF4	-104073.411
千5	-106133.790	-55192.361	■	TF5	-104222.874
KP6/6L	-102866.550	-53805.856	3級基準点	TF6	-104371.711
KP0/7L	-102897.874	-53908.500	■	TF7	-104511.791
KP6/8R	-104477.348	-53669.206	■	TF8	-104665.056
KP4/9L	-104993.148	-54307.238	■	TF9	-104780.424
KP2/10L	-105230.181	-54987.389	■	TF10	-104853.023
KP8/10L	-105811.653	-55214.489	■	TF11	-104914.141
KP4/11L	-106294.412	-55308.723	■	TF1	-105038.050
TF1	-10298.485	-53948.860	4級基準点	TF2	-105043.204
TF2	-103102.553	-54001.759	■	TF3	-105069.849
TF3	-103279.143	-54006.884	■	TF4	-105138.711
TF4	-103416.596	-53999.420	■	TF5	-105267.033
TF5	-103497.839	-53978.296	■	TF6	-105361.017
TF1	-103671.867	-53983.149	■	TF7	-105486.259
TF2	-103757.779	-53993.671	■	TF8	-105675.217
TF3	-103925.787	-53973.651	■	TF9	-105975.513

横断面図の確認(例)



3次元設計データチェックシート  
チェック入り図面



不要

※図表は国交省HPより引用

# 8 書類限定検査

- 書類検査を8種類に限定して検査を行う
- 検査時において、**不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない**

- ・ **設計図書(指示書等含む)で指定された工事に適用**
- ・ 完成検査、既済部分検査、中間技術検査を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る
- ・ 8種類以外の追加書類を求める必要がある場合は、検査通知時に受注者に通知する

## 【概要】

検査については、下記の8書類に限定して書類検査を行うものとする。

- ① 施工計画書
- ② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
- ③ 工事打合せ簿
- ④ 品質規格証明書
- ⑤ 出来形管理図表
- ⑥ 品質管理図表
- ⑦ 品質証明書
- ⑧ 工事写真

監督員は「施工プロセスチェックシート」を検査時に検査員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

## 【対象工事】

県土整備部が発注する工事(営繕工事を除く)のうち、当初設計額(税込)が25,000千円以上の工事

※当初設計額(税込)が25,000千円未満の工事において、受注者が試行を希望し発注者が認める場合、試行の対象とできる

※「低入札価格調査対象工事」または、「重点監督対象工事」は対象外

※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

5	書類限定検査	対象の有無
	・ 書類限定検査の対象である。	有
	・ 次の工事については、該当した時点で試行の対象外とする。 (1) 「低入札価格調査対象工事」または「重点監督対象工事」 (2) 施工中に監督員から文書等による改善指示が発出された工事	
	・ 詳細については、以下のホームページ「書類限定検査試行要領」を参照すること。 <a href="https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1096123.html">https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1096123.html</a> 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>書類限定検査》	

特記仕様書

### ① コリンズの登録

#### ■ 登録確認依頼、登録内容確認書の提出は不要

- ・ 登録の確認依頼は、コリンズのシステムから監督職員へメール送信される（紙の確認資料の提出不要）
- ・ 監督職員は、メール送信された登録内容を確認の上、システム上での承認または送信されたメールに「登録を認める」旨の記載を直接返信でよい（署名、押印、紙資料は不要）
- ・ 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる
- ・ 完成時の登録は、工事完成検査後10日以内に登録する

### ② 設計図書の照査

#### ■ 照査の結果、計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等が生じた場合の書類作成は発注者の責任で実施

- ・ 設計照査の結果を説明するための資料作成は受注者の責任で実施する
- ・ 詳細は「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参照

### ③ 県外業者との下請負契約締結報告書

#### ■ 県外業者との下請契約がない場合は提出不要

- ・ 変更契約を行なった場合においても提出する

### ④ 休日・夜間作業届

- 週間工程会議等で発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」、「作業場所」、「作業理由」、「作業内容」について把握していれば、休日・夜間作業届は提出不要

・ 週間工程表に「作業日及び作業時間」、「作業場所」、「作業理由」、「作業内容」の記載があればよい

### ⑤ 工事現場の現場環境改善

- 実施報告書等は作成不要

・ 土木工事写真管理基準に基づく写真(各施設設置状況)は必要

### ⑥ 安全教育・訓練等実施資料

- 安全教育・訓練等実施資料は提出不要

・ 監督職員の請求があった場合には直ちに提示する

### ⑦ 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

- 使用する建設機械の写真撮影は不要

・ 施工プロセスチェックリストの確認は、監督職員等が現場で稼働している建設機械を確認し、写真の提示を求めない

### ⑧ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- マニフェストは監督職員への提示のみ、コピーの提出は不要

・ 契約数量の根拠は、集計表のみを提出し、マニフェストの提示を受けた監督職員等が集計表を確認する

### ⑨ 工事検査書類

- 電子データで納品する成果の紙印刷は不要
- 工事概要説明資料等の新たな資料作成は不要
- 出来形図は測定結果表に代えることができる

- ・ 電子納品を行った工事書類については、原則電子検査を行う
- ・ 電子データで納品する資料は、紙に印刷して納品する必要はない
- ・ 工事検査のために工事概要説明資料等を新たに作成する必要はなく、監督職員、検査職員は不要な書類の提出、提示は求めない
- ・ 出来形管理、品質管理の測定数が10点未満の場合は、管理図表の作成は省略できる

- ・ 岩手県営建設工事請負契約書附属条件  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095433/1010908.html>
- ・ 共通仕様書Ⅰ～Ⅲ  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1093671/1096179.html>
- ・ 工事請負契約における設計変更ガイドライン  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010907.html>
- ・ 岩手県電子納品ガイドライン  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010914.html>
- ・ 情報共有システム(ASP)の利用  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020281.html>
- ・ 岩手県県土整備部ICT活用工事実施要領  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020287.html>
- ・ 岩手県県土整備部 BIM/CIM 適用工事実施要領  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1077110.html>
- ・ 岩手県県土整備部週休2日工事実施要領  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020291.html>
- ・ 岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1058795.html>
- ・ 現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の積み上げ計上に関する実施要領  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1089628.html>
- ・ 書類限定検査  
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1096123.html>